

元高医薬第 290 号
令和元年 5 月 31 日

高知県病院薬剤師会長 様

医事薬務課長

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の施行について

日ごろは、本県の薬務行政の推進にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

このことについて、平成 31 年 3 月 1 日付け薬生発 0301 第 1 号により、厚生労働省医薬・生活衛生局長から通知がありましたので、別添のとおり写しを送付します。

本通知では、平成 31 年 3 月 1 日に公布された薬剤師法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 18 号）が、平成 31 年 6 月 1 日から施行されることに伴い、下記の改正内容が示されています。

つきましては、貴会会員へ周知していただきますようお願いいたします。

また、別添通知は当課のホームページ (<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/132101/>) にも掲載しておりますので、併せて周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

薬剤師に係る免許証について、旧姓併記を可能とすること。

2. 改正内容について

薬剤師法施行規則様式第 1 及び様式第 4 について旧姓併記の希望の有無及び旧姓の記入欄を設けるとともに、様式第 3 について薬剤師免許証に旧姓を氏名と併せて記載することとする。

問い合わせ先

高知県健康政策部医事薬務課

吉田、平松

〒780-8570

高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

TEL 088-823-9682

FAX 088-823-9137